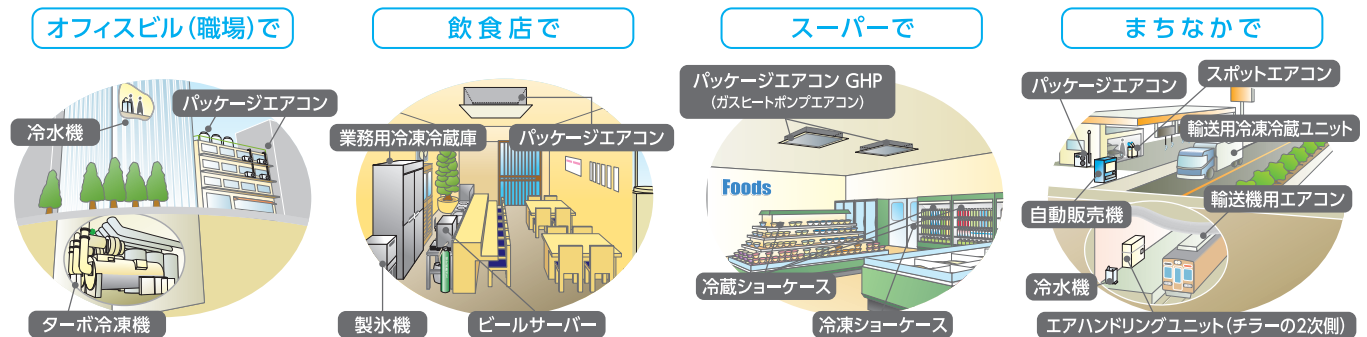


解体工事の際には、フロン類の回収をしなくてはなりません！

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)では、フロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用している業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の廃棄等の際に、フロン類の回収を義務づけています。

解体工事の際のフロン類の大気放出は法律違反となります。

フロン類が使用されている機器の例(業務用冷凍空調機器)



フロン類をみだりに放出した場合
「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
が科せられます。

フロン類を適正に回収するには



機器所有者の義務

- 業務用冷凍空調機器の廃棄の際のフロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡し
⇒フロン類充填回収業者にフロン類を直接引き渡す場合は「回収依頼書」を交付
⇒解体業者等にフロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡しを委託する場合は「委託確認書」を交付
- 解体工事元請業者が行う機器の有無の確認(事前確認)への協力
- フロン類充填回収業者に対するフロン類の回収や再生・破壊に要する料金の支払い
- 所定期間内(解体工事:90日以内)に、フロン類充填回収業者からの「引取証明書」の交付がなかった場合や、虚偽の記載があった場合には、都道府県知事へ報告
- 「回収依頼書」又は「委託確認書」の写し、「引取証明書」の保存(3年)

解体工事元請業者の義務

- 業務用冷凍空調機器の有無の確認(事前確認)
- 解体工事前に書面(事前確認書)により施主(工事の発注者)に結果を説明

フロン類の引き渡しを受託した解体業者等の義務

- フロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡し
- 業務用冷凍空調機器の所有者から交付された「委託確認書」をフロン類充填回収業者に回付、写しの保存(3年)
- フロン類充填回収業者からの「引取証明書」の保存(3年)



機器を違う建物に移設する時や売却する時はどうしたらよいのですか？



移設・売却に当たってフロン類の回収が必要な場合は、第一種フロン類充填回収業者へフロン類を引き渡すことが必要となります。



解体工事元請業者が行う事前確認への具体的な協力の方法には何がありますか？



「解体工事現場の図面や見取図の提供」や「施設への事前立入の許可」などがあげられます。まずは、解体工事元請業者に相談してください。



第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼したいのですが、どうしたらよいのですか？



第一種フロン類充填回収業者とは、都道府県知事の登録を受けたフロン類の回収に関する専門知識、技術を有する事業者です。第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼したい場合は、解体工事が実施される都道府県のフロン排出抑制法担当部局にお問い合わせください。



「回収依頼書」や「委託確認書」、「事前確認書」（解体工事元請業者が機器の所有者に説明する際の書面）の様式はどこで入手できますか？



法令で定められた様式はなく、必要項目が満たされていれば任意の様式で構いません。なお、法令で定める事項を満たした書面の様式の例としては、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構（JRECO）が作成しているものがあります。



業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類を放出している疑いのある現場を見つけた時は、どうしたらよいのですか？



速やかに都道府県のフロン排出抑制法担当部局、環境省又は経済産業省に御連絡ください。

※家庭用エアコンは、家電リサイクル法により室内機・室外機を一体としてメーカーが引き取り処理することとなっていますので、現場での解体及びフロン類の抜き取り・大気放出は行わないでください。

問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 【URL】<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

【フロン排出抑制法全般】

環境省	地球環境局	地球温暖化対策課フロン対策室	【電話】03-3581-3351（代表）
	〒100-0013	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号	【URL】 http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html
経済産業省	製造産業局	化学物質管理課オゾン層保護等推進室	【電話】03-3501-1511（代表）
	〒100-8901	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号	【URL】 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

解体工事元請業者の確認

建設業許可によるもの 【URL】http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html
建設リサイクル法及び解体工事業登録によるもの 【URL】<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/todokede/index.htm>

【建設業法（建設業許可）・建設リサイクル法（解体工事業登録）全般】

国土交通省	土地・建設産業局	建設業課	【電話】03-5253-8111（代表）
	〒100-8918	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	【URL】 http://www.mlit.go.jp/